

## 議案第89号 大津市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の 制定について

### 【改正理由】

多様化する高齢者ニーズに応え、健康寿命の更なる延伸に向けた高齢者の健康づくりの拠点施設として機能の充実を図るため、大津市老人福祉センター条例（昭和55年条例第20号）について、所要の改正を行うもの。

令和5年6月27日  
健康保険部 長寿施設課

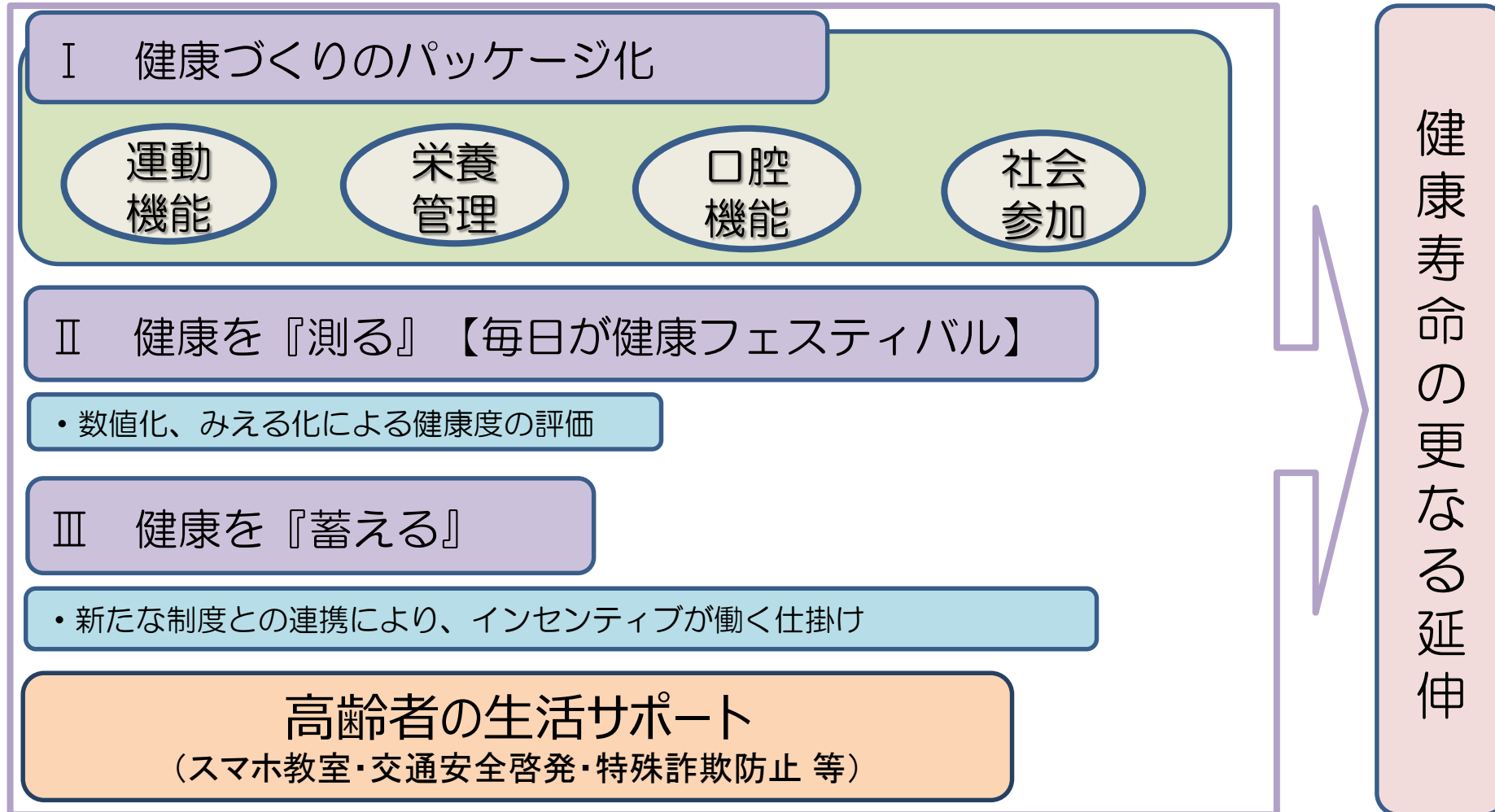
● 改正内容

- (1) 老人福祉センター5箇所を1年に1か所ずつ機能充実を行う（令和6年度～10年度）。
- (2) 入浴事業及び老人福祉センター3箇所で行っているデイサービス事業を老人福祉センターの機能充実と併せて終了する（令和6年度～10年度）。
- (3) 機能充実によるトレーニングルーム及びシャワー室設置に伴い利用料金を110円とする。

● 施行期日

令和6年4月1日～10年4月1日

（中、南、東、北、木戸の順に1年に1か所ずつ施行）



# 議案第89号

## 大津市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

|      |            | 老人福祉センター サービス機能充実整備スケジュール(案) |        |        |     |                  |                  |                  |       |                           |      |      |
|------|------------|------------------------------|--------|--------|-----|------------------|------------------|------------------|-------|---------------------------|------|------|
|      |            | 日程 (移行期間5年)                  |        |        |     |                  |                  |                  |       |                           |      |      |
|      |            | 令和5年度                        |        |        |     |                  | R6               | R7               | R8    | R9                        | R10  |      |
|      |            | 4月                           | 6月     | 9月     | 12月 | 3月               |                  |                  |       |                           |      |      |
| デイなし | 木戸 (H21.4) |                              |        |        |     |                  |                  |                  |       | 運動機器等設置<br>設備等改修<br>利用者周知 | 改修説明 | 機能充実 |
|      | 中 (S55.9)  |                              |        |        |     | 運動機器等設置<br>設備等改修 | 機能充実             |                  |       |                           |      |      |
| デイあり | 北 (S62.4)  |                              | 利用者説明会 | 条例改正提案 |     |                  |                  |                  |       | 運動機器等設置<br>設備等改修<br>利用者周知 | 改修説明 | 機能充実 |
|      | 東 (H3.6)   |                              |        |        |     |                  |                  | 運動機器等設置<br>設備等改修 | 利用者周知 | 改修説明                      | 機能充実 |      |
|      | 南 (H1.6)   |                              |        |        |     |                  | 運動機器等設置<br>設備等改修 | 利用者周知            | 改修説明  | 機能充実                      |      |      |

大津市老人福祉センター条例（昭和55年条例第20号）新旧対照表（中老人福祉センター見直し デイサービスなし）

| 現行  | 改正後（案）（令和6年4月1日時点）   |
|---|--|
| （事業）  | （事業）   |
| 第3条 センターにおいては、次の事業を行う。  | 第3条 センターにおいては、次の事業を行う。   |
| (1) 生活、身上等に関する相談及び指導  | (1) 生活、身上等に関する相談及び指導   |
| (2) 保健及び疾病の予防に関する相談及び指導   | (2) 保健及び疾病の予防に関する相談及び指導  |
| (3) 後退機能の回復訓練及び回復指導   | (3) 後退機能の回復訓練及び回復指導  |
| (4) 教養の向上及びレクリエーション等の指導   | (4) 教養の向上及びレクリエーション等の指導  |
| (5) 生業及び就労に関する相談  | (5) 生業及び就労に関する相談   |
|   | <u>(6) 健康寿命の延伸に関する事業</u>   |
| <u>(6) その他市長が必要と認める事業</u>   | <u>(7) その他市長が必要と認める事業</u>  |
| 2 略   | 2 略  |
| （利用料金）  | （利用料金）   |
| 第8条 使用者は、 <u>デイサービス事業</u> を利用するとき、又は <u>デイサービス事業以外によってセンターの浴場</u> を利用するときは、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。 | 第8条 使用者は、 <u>センターにおいて次に掲げる利用をする</u> ときは、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。<br><u>(1) デイサービス事業の利用</u><br><u>(2) 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター又は大津市立東老人福祉センターの浴場の利用(大津市立北老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センターの浴場にあつては、デイサービス事業以外による利用に限る。)</u> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p><u>(3) 大津市立中老人福祉センターのトレーニングルーム及びシャワー室の利用</u></p>   |
| <p>2 デイサービス事業に係る利用料金は、次に掲げるとおりとする。</p>   | <p>2 <u>前項第1号の利用</u>に係る利用料金は、次に掲げるとおりとする。</p>   |
| <p>(1) 介護保険法第41条第4項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は同法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働省令で定めるところにより算定した額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額</p>                                   | <p>(1) 介護保険法第41条第4項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は同法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働省令で定めるところにより算定した額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額</p>                          |
| <p>(2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第61条第1号イ、ロ及びハ又は第84条第1号イ、ロ及びハに掲げる日常生活においても通常必要となる費用として市長が定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額</p>                                       | <p>(2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第61条第1号イ、ロ及びハ又は第84条第1号イ、ロ及びハに掲げる日常生活においても通常必要となる費用として市長が定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額</p>                              |
| <p>3 <u>デイサービス事業以外によるセンターの浴場の利用料金は</u>、1人1回につき100円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、指定管理者は、回数券を発行することができるものとし、その額は、11枚綴り1,050円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> | <p>3 <u>第1項第2号の利用に係る</u>利用料金は、1人1回につき100円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、指定管理者は、回数券を発行することができるものとし、その額は、11枚綴り1,050円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> |
|  | <p><u>4 第1項第3号の利用に係る利用料金は、1人1回につき110円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、指定管理者は、回数券を発行することができるものとし、その額は、11枚綴り1,100円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> |
| <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>  | <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>   |

# 令和7年度 新旧対照表

大津市老人福祉センター条例（昭和55年条例第20号）新旧対照表（南老人福祉センター見直し デイサービスあり）

| 現行(令和6年4月1日時点)  | 改正後(案)(令和7年4月1日時点)   |
|---|--|
| (事業)  | (事業)   |
| 第3条 略   | 第3条 略  |
| <p>2 大津市立北老人福祉センター、<u>大津市立南老人福祉センター</u>及び大津市立東老人福祉センターにおいては、前項各号に掲げる事業のほか、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護、同法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業その他の老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業(以下「デイサービス事業」という。)を行う。</p> | <p>2 大津市立北老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センターにおいては、前項各号に掲げる事業のほか、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護、同法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業その他の老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業(以下「デイサービス事業」という。)を行う。</p> |
| (利用定員)  | (利用定員)   |
| 第4条 デイサービス事業の利用定員は、次のとおりとする。  | 第4条 デイサービス事業の利用定員は、次のとおりとする。   |
| (1) 大津市立北老人福祉センター 12人   | (1) 大津市立北老人福祉センター 12人  |
| (2) <u>大津市立南老人福祉センター</u> 18人  |  |
| (3) <u>大津市立東老人福祉センター</u> 18人  | (2) 大津市立東老人福祉センター 18人  |
| (利用料金)  | (利用料金)   |
| <p>第8条 使用者は、センターにおいて次に掲げる利用をするときは、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p>  | <p>第8条 使用者は、センターにおいて次に掲げる利用をするときは、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p>   |
| <p>(1) デイサービス事業の利用</p> <p>(2) 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、<u>大津市立南老人福祉センター</u>又は大津市立東老人福祉センター</p>  | <p>(1) デイサービス事業の利用</p> <p>(2) 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター又は大津市立東老人福祉センターの浴場の利用(大津市立北老人</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>の浴場の利用（<u>大津市立北老人福祉センター</u>、<u>大津市立南老人福祉センター</u>及び大津市立東老人福祉センターの浴場においては、デイサービス事業以外による利用に限る。）</p> <p>(3) 中老人福祉センターのトレーニングルーム及びシャワー室の利用</p> | <p>福祉センター及び大津市立東老人福祉センターの浴場においては、デイサービス事業以外による利用に限る。）</p> <p>(3) 大津市立中老人福祉センター <u>又は大津市立南老人福祉センター</u>のトレーニングルーム及びシャワー室の利用</p> |
| 2 略  | 2 略   |
| 3 略  | 3 略   |
| 4 略  | 4 略   |
| 5 略  | 5 略   |



大津市老人福祉センター条例（昭和55年条例第20号）新旧対照表（東老人福祉センター見直し デイサービスあり）

| 現行（令和7年4月1日時点）  | 改正後（案）（令和8年4月1日時点）  |
|---|---|
| <p>（事業）</p>   | <p>（事業）</p>   |
| <p>第3条 略</p>  | <p>第3条 略</p>  |
| <p>2 大津市立北老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センターにおいては、前項各号に掲げる事業のほか、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護、同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業その他の老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業(以下「デイサービス事業」という。)を行う。</p>                          | <p>2 大津市立北老人福祉センターにおいては、前項各号に掲げる事業のほか、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護、同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業その他の老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業(以下「デイサービス事業」という。)を行う。</p>                                   |
| <p>（利用定員）</p>   | <p>（利用定員）</p>   |
| <p>第4条 デイサービス事業の利用定員は、次のとおりとする。</p>   | <p>第4条 デイサービス事業の利用定員は、<u>12人</u>とする。</p>  |
| <p>(1) 大津市立北老人福祉センター 12人</p>  |   |
| <p>(2) 大津市立東老人福祉センター 18人</p>  |   |
| <p>（利用料金）</p>   | <p>（利用料金）</p>   |
| <p>第8条 使用者は、センターにおいて次に掲げる利用をするときは、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) デイサービス事業の利用</p> <p>(2) 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター又は大津市立東老人福祉センターの浴場の利用（大津市立北老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センターの浴場にあっ</p> | <p>第8条 使用者は、センターにおいて次に掲げる利用をするときは、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) デイサービス事業の利用</p> <p>(2) 大津市立木戸老人福祉センター又は大津市立北老人福祉センターの浴場の利用（大津市立北老人福祉センターの浴場にあつては、デイサービス事業以外による利用に限る。）</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>ては、デイサービス事業以外による利用に限る。)</p> <p>(3) 大津市立中老人福祉センター又は大津市立南老人福祉センターのトレーニングルーム及びシャワー室の利用</p> | <p>(3) 大津市立中老人福祉センター、<del>大津市立南老人福祉センター又は大津市立東老人福祉センター</del>のトレーニングルーム及びシャワー室の利用</p> |
| <p>2 略</p>   | <p>2 略</p>   |
| <p>3 略</p>   | <p>3 略</p>   |
| <p>4 略</p>   | <p>4 略</p>   |
| <p>5 略</p>   | <p>5 略</p>   |

大津市老人福祉センター条例（昭和55年条例第20号）新旧対照表（北老人福祉センター見直し デイサービスあり）

| 現行（令和8年4月1日時点）   | 改正後（案）（令和9年4月1日時点）   |
|--|--|
| <p>（事業）</p>  | <p>（事業）</p>  |
| <p>第3条 略</p>   | <p>第3条 略</p>   |
| <p>2 <u>大津市立北老人福祉センターにおいては、前項各号に掲げる事業のほか、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護、同法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業その他の老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業(以下「デイサービス事業」という。)を行う。</u></p> | <p>(削除)</p>  |
| <p>（利用定員）</p>  |  |
| <p>第4条 <u>デイサービス事業の利用定員は、12人とする。</u></p>   | <p>(削除)</p>  |
| <p>（使用の資格）</p>   | <p>（使用の資格）</p>   |
| <p>第5条 センターを使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が必要と認める者については、この限りでない。</p>  | <p>第4条 センターを使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が必要と認める者については、この限りでない。</p>        |
| <p>2 <u>デイサービス事業を利用することができる者は、老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第2条各号に掲げる者(その者を現に養護する者を含む。)とする。</u></p>  | <p>(削除)</p>  |
| <p>（使用の手続）</p>   | <p>（使用の手続）</p>   |
| <p>第6条 市内に居住する60歳以上の者は、前条第1項本文の規定によりセンターを使用しようとするときは、第10条の規定に基づき</p>   | <p>第5条 市内に居住する60歳以上の者は、<u>前条本文</u>の規定によりセンターを使用しようとするときは、<u>第9条</u>の規定に基づきセンター</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>センターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、利用証の交付を受けなければならない。</p>   | <p>の管理を行う者(以下<u>同条及び第10条を除き</u>、「指定管理者」という。)に申請し、利用証の交付を受けなければならない。</p>   |
| <p>2 前項の利用証を所持する者は、グループ活動等のためセンターの特定の部屋を専用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。</p>  | <p>2 前項の利用証を所持する者は、グループ活動等のためセンターの特定の部屋を専用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。</p>   |
| <p>3 <u>前条第1項ただし書</u>の規定によりセンターの使用を認められた者は、会議等のためセンターの特定の部屋を専用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない。</p>  | <p>3 <u>前条ただし書</u>の規定によりセンターの使用を認められた者は、会議等のためセンターの特定の部屋を専用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない。</p>  |
| <p>(使用の制限)</p>   | <p>(使用の制限)</p>  |
| <p>第7条 略</p>   | <p><u>第6条</u> 略</p>   |
| <p>(利用料金)</p>  | <p>(利用料金)</p>   |
| <p>第8条 使用者は、センターにおいて次に掲げる利用をするときは、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) <u>デイサービス事業の利用</u></p> <p>(2) <u>大津市立木戸老人福祉センター又は大津市立北老人福祉センターの浴場の利用(大津市立北老人福祉センターの浴場にあつては、デイサービス事業以外による利用に限る。)</u></p> <p>(3) <u>大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター又は大津市立東老人福祉センターのトレーニングルーム及びシャワー室の利用</u></p> | <p><u>第7条</u> 使用者は、センターにおいて次に掲げる利用をするときは、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) <u>大津市立木戸老人福祉センターの浴場の利用</u></p> <p>(2) <u>大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター又は大津市立東老人福祉センターのトレーニングルーム及びシャワー室の利用</u></p> |
| <p>2 前項第1号の利用に係る利用料金は、次に掲げるとおりとする。</p>   |   |

|   |   |
|---|---|
| <p>(1) <u>介護保険法第41条第4項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は同法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働省令で定めるところにより算定した額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額</u></p>                   |   |
| <p>(2) <u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第61条第1号イ、ロ及びハ又は第84条第1号イ、ロ及びハに掲げる日常生活においても通常必要となる費用として市長が定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額</u></p>                       |   |
| <p>3 <u>第1項第2号の利用に係る利用料金は、1人1回につき100円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、指定管理者は、回数券を発行することができるものとし、その額は、11枚綴り1,050円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> | <p>2 <u>前項第1号</u>の利用に係る利用料金は、1人1回につき100円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、指定管理者は、回数券を発行することができるものとし、その額は、11枚綴り1,050円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p>  |
| <p>4 <u>第1項第3号</u>の利用に係る利用料金は、1人1回につき110円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、指定管理者は、回数券を発行することができるものとし、その額は、11枚綴り1,100円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> | <p>3 <u>第1項第2号</u>の利用に係る利用料金は、1人1回につき110円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、指定管理者は、回数券を発行することができるものとし、その額は、11枚綴り1,100円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> |
| <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>   | <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>   |
| <p>(利用料金の減免)</p>  | <p>(利用料金の減免)</p>  |
| <p>第9条 略</p>  | <p>第8条 略</p>  |
| <p>(指定管理者による管理)</p>   | <p>(指定管理者による管理)</p>   |
| <p>第10条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)</p>   | <p>第9条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第</p>   |

|  |  |
|--|--|
| 第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせる。   | 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(次条において「指定管理者という。」)に行わせる。                              |
| (指定管理者の指定の基準)  | (指定管理者の指定の基準)  |
| 第 11 条 略   | 第 10 条 略   |
| (指定管理者が行う管理の基準)  | (指定管理者が行う管理の基準)  |
| 第 12 条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日並びに <u>サービス事業の実施時間及び休業日</u> (以下「開館時間等」という。)の定めに従い、センターを適正に利用に供さなければならない。 | 第 11 条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日(以下「開館時間等」という。)の定めに従い、センターを適正に利用に供さなければならない。       |
| 2 開館時間等は、規則で定める。   | 2 開館時間等は、規則で定める。   |
| (指定管理者が行う業務の範囲)  | (指定管理者が行う業務の範囲)  |
| 第 13 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。   | 第 12 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。   |
| (1) 第 3 条に規定する事業の実施に関する業務  | (1) 第 3 条に規定する事業の実施に関する業務  |
| (2) 第 6 条第 1 項に規定するセンターの利用証の交付並びに同条第 2 項及び第 3 項に規定するセンターの特定の部屋の専用の承認及び許可に関する業務                       | (2) 第 5 条第 1 項に規定するセンターの利用証の交付並びに同条第 2 項及び第 3 項に規定するセンターの特定の部屋の専用の承認及び許可に関する業務 |
| (3) 第 7 条に規定するセンターの使用の制限に関する業務   | (3) 第 6 条に規定するセンターの使用の制限に関する業務   |
| (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務   | (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務   |
| (5) その他市長が定める業務  | (5) その他市長が定める業務  |
| (委任)   | (委任)   |
| 第 14 条 略   | 第 13 条 略   |

# 令和10年度 新旧対照表

大津市老人福祉センター条例（昭和55年条例第20号）新旧対照表（木戸老人福祉センター見直し デイサービスなし すべての見直し完了）

| 現行（令和9年4月1日時点）   | 改正案（令和10年4月1日時点）   |
|--|--|
| <p>（利用料金）</p>  | <p>（利用料金）</p>  |
| <p>第7条 使用者は、センターにおいて次に掲げる利用をするときは、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 大津市立木戸老人福祉センターの浴場の利用</p> <p>(2) 大津市立北老人福祉センター、中老人福祉センター、南老人福祉センター又は東老人福祉センターのトレーニングルーム及びシャワー室の利用</p> | <p>第7条 使用者は、<u>センターのトレーニングルーム及びシャワー室を利用する</u>ときは、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p>                                    |
| <p>2 前項第1号の利用に係る利用料金は、1人1回につき100円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、指定管理者は、回数券を発行することができるものとし、その額は、11枚綴り1,050円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p>  |  |
| <p>3 第1項第2号の利用に係る利用料金は、1人1回につき110円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、指定管理者は、回数券を発行することができるものとし、その額は、11枚綴り1,100円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p>   | <p>2 利用料金は、1人1回につき110円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、指定管理者は、回数券を発行することができるものとし、その額は、11枚綴り1,100円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> |
| <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>  | <p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>  |